年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成29年1月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 O件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600279 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600045 号

第1 結論

平成9年7月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を 免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年7月から平成10年3月まで

私は、平成2年頃から平成9年7月まで、同じ会社に継続して勤務していたが、その会社で厚生年金保険の被保険者となるまでは、国民年金に加入し、保険料の免除申請をしていた。平成6年1月から平成7年1月までは、その会社の経営が苦しく、自分で国民年金に加入し、保険料を納付するように言われたため、国民年金に加入し、保険料の免除申請をしていたこともあった。

その後、請求期間については、平成9年7月に会社が倒産したので、しばらくして私がA市役所で国民健康保険と国民年金に加入するための手続を一緒に行い、併せて保険料の免除申請もしたが、未納と記録されている。

私は、国民年金に加入している際は、常に保険料の免除申請をしており、請求期間のみ免除申請をしていないとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年7月頃に払い出されたものと推認されるため、この頃に加入手続が行われ、その際に、昭和 61 年4月から第3号被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。同資格は平成2年8月から第1号被保険者に種別が変更され、請求期間前の第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者)に種別が変更されている期間を除く平成2年8月から平成5年10月までの期間及び平成6年1月から平成7年1月までの期間が第1号被保険者とされている。その後、請求者の年金記録については、上述の第2号被保険者に係る厚生年金保険の記号番号を用いて基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の

記号番号)が付番されており、請求期間は基礎年金番号に基づき第1号被保険者 として管理されている。

請求者は、平成9年7月に会社が倒産したため、しばらくして国民年金に係る手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、平成9年7月に第2号被保険者から第1号被保険者へと種別変更するための事務処理が平成9年9月に行われている記録が確認できることから、請求期間に係る第1号被保険者への種別変更手続は、請求者が主張する時期に行われている。

また、請求者は、国民年金に加入している際は、常に保険料の免除申請をしていたので、免除制度に習熟していた旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間前の平成2年8月から平成5年10月までの第1号被保険者である間の保険料については、毎年度、適切な時期に免除申請が行われ、保険料は全て免除されている記録が確認できることから、当該期間の免除申請状況については、全て請求者の主張のとおりである。

さらに、請求者は、勤務先の会社の経営が苦しかったため、平成5年度及び平成6年度頃に自分で国民年金に加入した際も、保険料の免除申請をしたとしているところ、オンライン記録によると、平成6年1月から平成7年1月までについては、第1号被保険者に種別が変更され、2回の免除申請(平成6年2月及び平成6年4月)が行われた記録が確認できることから、直近の種別が変更された際の保険料の免除申請も請求者が主張するとおりに適切に行われている。

加えて、請求者は、A市役所で国民健康保険と国民年金に加入するための手続を一緒に行ったとしているところ、A市は、両手続を一緒に行うことが可能であり、請求者が平成9年8月に国民健康保険の手続を行った記録がある旨回答していることから、請求者の主張と一致している。

その上、請求者は、請求期間の保険料を免除申請した経緯は会社が倒産したためである旨主張しているところ、公共職業安定所が当時交付した「雇用保険被保険者離職票-2」の離職理由欄には「倒産による退職」に丸印が付されていることが確認できることなども踏まえ、上述の主張内容を参酌すると、本訂正請求に関しては、請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情が存在している状態に達していると言えるため、請求者が請求期間の保険料について免除申請をしていたと考えても不自然ではない。

このほか、A市が当時交付した「平成9年度 市民税・県民税通知書」に記載された所得に基づき、請求期間当時、請求者が請求期間に係る免除申請をした場合、免除が承認され得るか否かを日本年金機構に照会したところ、同機構は、請求期間については、制度上の保険料免除基準を満たしており、免除が承認されると思慮される旨の回答をしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600343号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600046号

第1 結論

昭和54年4月から昭和57年3月までの請求期間、昭和59年4月から同年6月までの請求期間及び昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年4月から昭和57年3月まで

② 昭和59年4月から同年6月まで

③ 昭和60年4月から昭和61年3月まで

私は、国民年金保険料については、お金のある時に少しずつ納付期限に遅れて納付していたが、将来の年金額に影響するため未納となっている保険料を全て納付しようと思い、平成元年10月5日にA社会保険事務所(当時)で、それまでの未納期間を確認してもらい、その場で未納となっていた請求期間①、②及び③の保険料を納付した。

しかし、私の年金記録では、請求期間①、②及び③の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後における被保険者の資格取得状況等から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和57年2月又は同年3月頃にB市において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の加入手続が初めて行われ、その際に、昭和54年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、昭和62年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間において、国民年金の被保険者であったため、請求期間①、②及び③はいずれも国民年金に加入していた期間である。

また、請求期間②は3か月及び請求期間③は12か月といずれも短期間であるほか、 請求者は、国民年金加入期間において、請求期間①、②及び③を除き保険料を全て納 付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、請求者が所持する「国民年金保険料現金領収証書」によると、請求期間① 直後かつ請求期間②直前に当たる昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの保険料は、 平成元年 10 月 5 日に社会保険事務所において追納保険料として納付されていること から、請求者が、その主張する時期、場所において一定の保険料を納付していた行為 は確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②及び③の保険料を、平成元年 10 月 5 日 に納付したとしているところ、同日時点において当該期間の保険料については、いずれも既に2年の時効が成立しており、制度上、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として納付することはできない。

また、国民年金に関しては、保険料を納付することが困難である場合等に被保険者の申請により納付が免除されることがあり、当該免除された保険料については、通常の保険料納付の時効の取扱いとは別に、過去 10 年以内の期間に限り追納保険料として納付することが可能であることとされている。請求者の国民年金被保険者台帳によると、上述の平成元年 10 月 5 日に追納保険料として納付されている期間(昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで)については、保険料が免除されていたことが確認できるが、請求期間①、②及び③については、いずれも保険料が免除されていた形跡は見当たらず、追納保険料として納付することができないため、平成元年 10 月 5 日に追納保険料が納付されていることをもって、請求期間①、②及び③の保険料が納付されていたと推認することはできない。

さらに、請求者は、「国民年金保険料納入証明書」(平成元年 10 月 5 日付けでA社会保険事務所の長が証明)を所持しており、当該納入証明書において、上述の追納保険料に係る期間については、納入期間として証明されているものの、請求期間①、②及び③については、納入期間として証明されていない。このことは上述のとおり、平成元年 10 月 5 日時点において、請求期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができず、追納保険料のみが納付可能であったことと符合し、当該納入証明書をもって、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

加えて、請求者に係るB市の国民年金全件リストにおいても、オンライン記録と同様、請求期間①、②及び③の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連 資料(確定申告書、家計簿等)はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることは できない。 厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600347 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600047 号

第1 結論

昭和54年*月から昭和55年3月までの請求期間、昭和56年10月から同年12月までの請求期間、昭和59年12月から昭和60年7月までの請求期間及び昭和61年2月から同年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年*月から昭和55年3月まで

- ② 昭和56年10月から同年12月まで
- ③ 昭和59年12月から昭和60年7月まで
- ④ 昭和 61 年 2 月から同年 4 月まで

私は、請求期間当時、A市B区で両親と同居しており、請求期間に係る国民年金の加入手続については、時期や場所は分からないが両親のどちらかが行ってくれたと思う。保険料についても、納付金額等の具体的な記憶はないが、両親から、取りあえず立て替えて納付しておくから後で両親に払うように言われたことを覚えている。父親は亡くなり、母親は高齢のため話を聞くことは難しいが、私自身、保険料を納付してもらっていたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、請求期間①から④までは、いずれも1年未満の短期間であり、延べ月数も*か月間と比較的短期間である。

また、請求者は、請求期間当時はA市B区で両親と同居していたと主張しているところ、戸籍の附票から、その主張のとおり同区で両親と同居していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①から④までに係る国民年金の加入手続に

ついて、直接関与していないため分からない旨陳述しているほか、請求者による と、これを行ったとする両親のうち、父親は亡くなり、母親は高齢のため話を聞 くことは難しいとしていることから、請求者に係る当該期間の加入手続の詳細は 不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月頃にC市で払い出されたものと推認され、請求者に対しA市B区で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が直近に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた平成5年8月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①から④までにおいて国民年金に未加入であり、両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、日本年金機構が管理する紙台帳検索システムにおいて、A市B区で請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者名簿等が作成されていた形跡は見当たらないところ、このことは、A市が請求者に係る年金記録は同市の管理する国民年金のシステムにおいて確認できない旨回答していることとも符合する。

加えて、請求者から提出された年金手帳においても、国民年金(第2号被保険者以外の被保険者)の初めて被保険者となった日は、「平成5年8月16日」と記載されており、併せて「C」の印影が確認できることから、請求者が請求期間①から④までにおいてA市B区で国民年金に加入し、保険料を納付していたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、両親が請求期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する と、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認め ることはできない。 厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600352 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第 1600002 号

第1 結論

昭和25年5月31日から昭和32年2月27日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年5月31日から昭和32年2月27日まで

支給済期間 : ① 昭和 25 年 5 月 31 日から昭和 28 年 6 月 5 日まで

② 昭和28年6月2日から同年6月21日まで

③ 昭和29年1月23日から昭和32年2月27日まで

請求期間について、脱退手当金をもらった記憶がないにもかかわらず脱退手 当金が支給された記録になっているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者 期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、支給金額や支給年月日などの具体的な記載がある上、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金通則法施行前であり、 20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することができな かったことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。